

○厚生労働省令第四十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第八号）第二条第一項並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、厚生労働省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取った電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第二号に掲げる方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

4 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

二 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

三 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

5 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであって、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)  
第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)  
第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)  
第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受ける旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法  
方法  
2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができらるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)  
第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二十一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式  
(監事の意見書)  
第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)に係る部分については、同規則の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条及び第四条関係)  
表一

健康保険法(大正十一年法律 第七十号) 第七十号  
第七十二条第一項の規定による帳簿の備付け

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)	第五十七条第一項の規定による戸籍証明書の備付け 第五十七条第二項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け 第九十九条の規定による雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存
職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)	第三十二条の十五(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む)の規定による帳簿書類の備付け
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)	第三十三条の三第二項において読み替えて準用する第三十二条の四第二項の規定による書類の備付け 第三十九条第一項の規定による財務諸表等の備置き 第四十四条の規定による帳簿の備え及び保存
墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)	第十五条第一項の規定による図面、帳簿又は書類等の備付け 第十六条第一項の規定による埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証の保存
大塚取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)	第十六条の二第一項の規定による帳簿の備付け 第十六条の二第二項の規定による帳簿の保存
旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)	第六条第一項の規定による宿泊者名簿の備付け
消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)	第三十九条第一項の規定による定款、規約、総会の議事録及び組合員名簿の備置き
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)	第四十条第一項の規定による事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案の備置き 第十九条の六の十第一項の規定による財務諸表等の備置き 第十九条の六の十四の規定による帳簿の保存
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)	第十四条第四項の規定による書面の保存 第十五条第四項の規定による帳簿の保存
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備置き
覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)	第十八条第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存 第二十八条第一項の規定による帳簿の備付け 第二十八条第二項の規定による帳簿の保存 第三十条の十第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存 第三十条の十七第一項の規定による帳簿の備付け 第三十条の十七第二項の規定による帳簿の備付け 第三十条の十七第三項の規定による帳簿の保存

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)	第三十二条第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存 第三十七条第一項の規定による帳簿の備付け 第三十七條第二項の規定による帳簿の保存 第三十八條第一項の規定による帳簿の備付け 第三十八條第二項の規定による帳簿の保存 第三十九條第一項の規定による帳簿の備付け 第三十九條第三項の規定による帳簿の保存 第四十條第一項の規定による帳簿の備付け 第四十條第三項の規定による帳簿の保存
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)	第三十五條第一項及び第二項(第五十二條(第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。以下同じ。)) 第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。の規定による定款その他の書類の備付け 第三十六條第一項(第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。の規定による決算関係書類の備付け)
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)	第二十条の十第一項(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。の規定による財務諸表等の保存
国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)	第九十二条の五第一項の規定による帳簿の備え付け及び保存
じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)	第十四條第三項(第十六條第二項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による書面の保存) 第十七條第二項の規定による記録の保存 第二十三條の十一の規定による帳簿の保存 第二十三條の十七第一項の規定による財務諸表等の備付け
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)	第四十六條第四項の規定による文書の保存 第四十九條第三項の規定による帳簿の保存

社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)	第二十二條第二項の規定による同条第一項の記録の保存
労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)	第二十六條第一項(第四十七條第三項において準用する場合を含む。の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の備置き) 第五條第四項の規定による健康診断に関する記録の保存
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)	第十九條第一項(第二十五條の二十において準用する場合を含む。の規定による帳簿の備え)
社会保険労務士法(昭和四十七年法律第八十九号)	第十九條第二項(第二十五條の二十において準用する場合を含む。の規定による帳簿及びその関係書類の保存) 第二十五條の二十五第二項において準用する商法第三十六條第一項の規定による商業帳簿及びその営業に関する重要な資料の保存
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)	第六十八條第一項(第九十條第一項において準用する場合を含む。の規定による決算関係書類の備置き) 第二十四條の規定による帳簿の備え 第三十六條の規定による帳簿の備え
労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)	第七條の十第一項の規定による財務諸表等の備付け 第七條の十四の規定による帳簿の備付け 第九條の十一の規定による帳簿の備付け 第十條の規定による帳簿書類の備付け
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)	第四十二條第三項において準用する職業安定法第三十三條の二第七項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の備付け
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)	第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存 第四十五條において準用する第四十二條第三項において適用する職業安定法第三十三條の二第七項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の備付け 第四十五條において準用する第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)	第五十條第七項(第五十三條の三、第五十四條、第五十四條の二及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。の規定による財務諸表等の備置き) 第三百三條第一項の規定による書類の保存 第三百三條第二項の規定による帳簿の保存 第三百三條第三項の規定による帳簿の保存

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）	第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第一項の規定による財務諸表等の備置き 第四十三条の規定による帳簿及び書類の保存 第四十三条の規定による書類の備付け 第十八条の規定による書類の備付け 第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存 第四十二条第二項の規定による派遣先管理台帳の保存
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）	第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存 第四十二条第二項の規定による派遣先管理台帳の保存
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）	第十七条（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存 第三十条の規定による帳簿の備え付け及び保存
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）	第三十条の規定による帳簿の備え付け及び保存
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四十号）	第十条第二項の規定による記録の保存 第十四条第二項の規定による帳簿の保存 附則第八条の規定による記録の保存
精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）	第十七条（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け及び保存
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	第一百条第二項の規定による確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の備付け
健康増進法（平成十四年法律第三十号）	第二十六条の十第一項の規定による財務諸表等の備置き 第二十六条の十四の規定による帳簿の備え及び保存
健康保険法（大正十五年勅令第二百四十三号）	第十三条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による会議録の備付け 第二十四条第二項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による報告書の備付け
食品衛生法（昭和二十八年政令第二百二十九号）	第二十七条第一項の規定による財務諸表等の備置き 第三十一条の規定による帳簿の備え及び保存
薬事法（昭和三十六年政令第十一号）	第四十二条の規定による台帳の備付け
厚生年金基金令（昭和四十二年政令第二百二十四号）	第十三条第三項の規定による会議録の備付け 第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け 第三十九条第二項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の備付け

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年政令第三百三十二号）	第二十八条の十第三項の規定による会議録の備付け 第二十八条の十一の規定による加入員に関する原簿の備付け
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	第四条第三項の規定による会議録の備付け 第十六条第三項の規定による会議録の備付け 第十七条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成三年政令第五十二号）	第十四条第一項の規定による財務諸表等の備置き 第十八条の規定による帳簿の備え及び保存
確定給付企業年金法（平成十三年政令第四百二十四号）	第十八条第三項の規定による会議録の備付け 第二十条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け
健康保険法（大正十五年内務省令第三十六号）	第三十四条の規定による書類の保存 第四十四条の規定による計算書の備付け 第四十八条の規定による計算書の備付け 第九十六条の十の規定による計算書の備付け
船員保険法（昭和十五年厚生省令第五号）	第九十六条の十の規定による計算書の備付け
職業安定法（昭和十二年労働省令第十二号）	第三十二条第七項の規定による帳簿書類の備付け
と畜場法（昭和二十八年厚生省令第四十四号）	第三条第一項第七号イの規定による水質検査の結果を証する書類の保存
厚生年金保険法（昭和二十九年厚生省令第三十七号）	第二十六条の規定による保険料の控除に関する計算書の備付け 第二十八条の規定による厚生年金保険に関する書類の保存
消費生活協同組合財務処理規則（昭和二十九年厚生省令第四十八号）	第二十八条第一項の規定による事業報告書、財務諸表及び剰余金処分案又は欠損金処理案の備置き
労働者災害補償保険法（昭和三十一年労働省令第十二号）	第五十一条の規定による労災保険に関する書類の保存
水道法（昭和三十三年厚生省令第四十五号）	第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の備付け 第十四条の十四の規定による帳簿の備付け





登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和四十七年労働省令第四十四号)	第一条の九の規定による帳簿の保存
	第十条の規定による帳簿の保存
	第十八条の規定による帳簿の保存
	第十九条の十一の規定による帳簿の保存
	第十九条の二十の規定による帳簿の保存
	第十九条の三十五の規定による帳簿の保存
	第二十条第一項の規定による帳簿の保存
	第二十四条第二項の規定による帳簿の保存
	第四十九条の規定による帳簿の保存
	第二十二條の規定による帳簿の保存
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)	第四百四十三條の規定による書類の保管
雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)	第五十条の規定による帳簿の保存
作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)	第六十二条第一項の規定による書類の保存
建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)	第八條第一項の規定による書類の備え置き
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)	第四十五條第一項の規定による書類の備付け
粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)	第十八條の規定による記録の保存
	第二十条の規定による記録の保存
	第二十六條第三項の規定による記録の保存
	第二十六條の二第二項の規定による記録の保存
	第三十三條の三の規定による書面の保存
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)	別表第三第一号へ(1)の規定による水質検査の結果を証する書類の保存
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)	第三十四條の規定による帳簿の備え及び保存
国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)	

医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十一号)	第四条第三項の規定による通知及び確認文書の保存
	第六条第八号の規定による文書の保存
	第八条第一項第三号の規定による文書の保存
	第八条第一項第九号の規定による文書の保存
	第十条第三項の規定による保守点検記録の保存
	第十一条第二項の規定による標準操作手順書の備付け
	第十一条第三項の規定による訂正した標準操作手順書の保存
	第十五条第二項の規定による訂正した試験計画書の保存
	第十七条第二項の規定による最終報告書訂正文書の保存
	第十八条第一項(第十八条第五項において準用する場合を含む)の規定による試験関係資料の保存
	第二十六条第一項(第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む)の規定による治験に関する記録の保存
	第二十六条の十二(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む)の規定による治験に関する記録の保存
	第三十四条(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む)の規定による手順書等の保存
	第四十一条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む)の規定による治験に関する記録の保存
	第十五条第三項(第十六条第二項(附則第四条において準用する場合を含む)及び附則第四条において準用する場合を含む)の規定による記録の保存
臓器の移植に関する法律施行規則(平成九年厚生労働省令第七十八号)	第三十九条第二項の規定による訪問介護計画の保存
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)	第七十三条の二第二項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の保存
	第八十二条の二第二項の規定による訪問リハビリテーション計画の保存
	第一百四十二条の二第二項の規定による通所介護計画の保存
	第一百四十八条の二第二項の規定による通所リハビリテーション計画の保存
	第一百三十九条の二第二項の規定による短期入所生活介護計画の保存
	第一百五十四条の二第二項の規定による短期入所療養介護計画の保存
	第一百七十二条の四第二項の規定による痴呆対応型共同生活介護計画の保存
	第九十一条の二第二項の規定による特定施設サービス計画及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第六十四條第三号に規定する書類の保存

<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)</p>	<p>第二十九条第二項の規定による居宅介護支援台帳の保存</p>
<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)</p>	<p>第三十七条第二項の規定による施設サービス計画の保存</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)</p>	<p>第三十八条第二項の規定による施設サービス計画の保存</p>
<p>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)</p>	<p>第三十六条第二項の規定による施設サービス計画の保存</p>
<p>厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第三号)</p>	<p>第五条の規定による書類の備え</p>
<p>厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第四号)</p>	<p>第十三条の規定による書類の備え</p>
<p>指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)</p>	<p>第三十条第二項の規定による諸記録の保存</p>
<p>確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)</p>	<p>第九十九条の規定による帳簿の備え及び保存</p>
<p>採血の業務の管理及び構造設備に関する基準(平成十五年厚生労働省令第八十八号)</p>	<p>第三条の規定による採血基準書の備付け          第六条の規定による手順に関する文書の備付け          第八条第二号の規定による苦情処理記録の保存          第九条第一項第二号の規定による苦情処理記録の保存</p>
<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成十六年厚生労働省令第五十一号)</p>	<p>第四十二条の規定による徴収金の納付に関する書類の保存</p>
<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第三十五号)</p>	<p>第五条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による手順書又は文書の保存          第五条第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存</p>

<p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第三十六号)</p>	<p>第五条第六項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後安全管理業務手順書等の備付け          第七条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存          第八条第二項第二号の規定による文書の保存          第九条第一項第二号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存          第九条第二項第三号の規定による文書の保存          第十条第二項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の保存          第十条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の備付け          第十条第五項の規定による文書の保存          第十一条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存          第十二条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存          第十六条第二項(第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書等の備付け          第十六条第一号(第十九条、第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存          第十六条第三号(第十九条、第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存          第十八条第三項の規定による品質管理業務手順書の備付け          第二十四条の規定による文書の保存          第六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書又は文書の保管          第八条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督文書の保管          第三十八条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管          第七十二条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管          第七十八条第一項の規定による文書の保管</p>
--	---



医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十一号)

医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十九号)

石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)

第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存	第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存	第四条第三項第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存	第四条第三項第四号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存	第四条第三項第五号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存	第六条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による契約文書の保存	第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による記録等の保存	第十条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による指示文書の保存	第七条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の保管	第八条第一項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理基準書の保管	第八条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造管理基準書の保管	第八条第三項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理基準書の保管	第八条第四項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の保管	第八条第五項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による手順書等の備付け	第十条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造指図書書の保管	第二十条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管	第二十条第三号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管	第二十二号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管	第三十条の規定による文書の保管	第三条の規定による記録の保存	第二十三条の規定による記録の保存
--	--	---	---	--	---	---	--	--	---	---	---	---	---	--	---	---	---------------------------------------	-----------------	----------------	------------------

表二

医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)	第二十四条第二項の規定による診療録の保存	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)	第二十三条第二項の規定による診療録の保存	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)	第四十二条第二項の規定による助産録の保存	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	第五十二条第一項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書の備置き	歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)	第十九条の規定による指示書の保存	薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)	第二十八条の規定による調剤録の備え及び保存	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第七十七条及び歯科医師法第七十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)	第十一条第一項において準用する医師法第二十四条第二項及び歯科医師法第二十三条第二項の規定による診療録の保存	救急救命士法(平成三年法律第三十六号)	第四十六条第二項の規定による救急救命処置録の保存	医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)	第三十条の二十三第一項の規定による帳簿の備え及び保存	第三十条の二十三第二項の規定による帳簿の備え及び保存	第九条の規定による帳簿及び書類その他の記録並びに診療録の保存	保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)	第六条の規定による調剤録の保存	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)	第十二条の三の規定による書類の保存	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)	
---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------	---------------------------------------	----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	---	---	---------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------	-----------------------------------	-------------------	---	--

表三

医療法	第二十一条第一項の規定による記録(同項第九号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十号に規定する処方せんに限る)の備置き 第二十二條の規定による記録(同条第二号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十一條の五第二号に規定する処方せんに限る)の備置き 第二十二條の二の規定による記録(同条第三号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十二條の三第二号に規定する処方せんに限る)の備置き 第二十七條の規定による処方せんの保存
薬剤師法	第二十七條の規定による処方せんの保存
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第六條の規定による処方せんの保存

表四

医療法	第二十一条第一項の規定による記録(医療法施行規則第二十条第十号に規定する処方せんを除く)の備置き 第二十二條の規定による記録(医療法施行規則第二十一條の五第二号に規定する処方せんを除く)の備置き 第二十二條の二の規定による記録(医療法施行規則第二十二條の三第二号に規定する処方せんを除く)の備置き 第十八條の規定による記録の保存
-----	---

別表第一(第五条、第六条及び第七条関係)

健康保険法	第六百六十七條第三項の規定による計算書の作成 第七百七十一條第一項の規定による受払等の状況の記載
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)	第六十二條第三項の規定による計算書の作成
労働基準法	第十八條第二項の規定による協定 第二十四條第一項の規定による協定 第三十二條の二第一項の規定による協定 第三十二條の三の規定による協定 第三十二條の四第一項の規定による協定 第三十二條の四第二項の規定による労働時間の定め 第三十二條の五第一項の規定による協定 第三十四條第二項の規定による協定

職業安定法	第三十六條第一項の規定による協定 第三十八條の二第二項の規定による協定 第三十八條の三第一項の規定による協定 第三十八條の四第一項の規定による決議 第三十九條第五項の規定による協定 第三十九條第六項の規定による協定 第八十七條第二項の規定による契約
食品衛生法	第三十三條の三第二項において読み替えて準用する第三十二條の四第二項の規定による書類の記載 第四十四條の規定による帳簿の記載
墓地、埋葬等に関する法律	第十五條第一項の規定による図面、帳簿又は書類等の作成
大麻取締法	第十六條の二第一項の規定による帳簿の記載
旅館業法	第六條第一項の規定による宿泊者名簿の作成
医師法	第二十四條第一項の規定による診療録の記載
歯科医師法	第二十三條第一項の規定による診療録の記載
保健師助産師看護師法	第四十二條第一項の規定による助産録の記載
医療法	第五十二條第一項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書の作成
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第十九條の六の十四の規定による帳簿の記載
毒物及び劇物取締法	第十四條第一項の規定による書面の作成 第十四條第二項の規定による書面の作成 第十五條第三項の規定による帳簿の作成
社会福祉法	第四十四條第二項の規定による事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成
覚せい剤取締法	第二十八條第一項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第一項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第二項の規定による帳簿の記入

麻薬及び向精神薬取締法	第三十七条第一項の規定による帳簿の記載 第三十八条第一項の規定による帳簿の記載 第三十九条第一項の規定による帳簿の記載 第四十条第一項の規定による帳簿の記載
厚生年金保険法(昭和二十九 年法律第百十五号)	第八十四条第三項の規定による保険料の控除に関する計算書の作成 第二十三条第一項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む)の規定による定款の作成 第二十三条第六項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む)の規定による議事録の作成 第三十五条第三項(第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む)の規定による組合員名簿の記載 第三十九条(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む)において準用する商法第二百六十四条の四第一項の規定による議事録の作成 第四十八条(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む)において準用する商法第二百四十四条第一項の規定による議事録の作成 第五十二条において準用する商法第二百六十四条の四第一項の規定による議事録の作成
生活衛生関係営業の運営の適 正化及び振興に関する法律	第九十二条の五第一項の規定による帳簿の記載 第十四条第三項(第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む)の規定による書面の作成 第十七条第一項の規定による記録の作成 第二十三条の十一の規定による帳簿への記載 第四十九条第二項の規定による帳簿への記載 第五条第四項の規定による健康診断に関する記録の作成
炭鉱災害による一酸化炭素中 毒症に関する特別措置法	第十九条第一項(第二十五条の二十において準用する場合を含む)の規定による帳簿の記載 第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の規定による商業帳簿の作成
社会保険労務士法	第二十四条の規定による帳簿の記載
労働保険の保険料の徴収等に 関する法律	第三十六条の規定による帳簿の記載

建築物における衛生的環境の 確保に関する法律	第七条の十四の規定による帳簿の記載 第九条の十一の規定による帳簿の記載 第十条の規定による帳簿書類の記載
家内労働法(昭和四十五年法 律第六十号)	第三条第二項の規定による家内労働手帳の記入 第四十二条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成 第四十二条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 第四十五条において準用する第四十二条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成 第四十五条において準用する第四十二条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載
労働安全衛生法	第三百二条第二項の規定による帳簿の記載 第三百二条第三項の規定による帳簿の記載 第四十三条の規定による帳簿及び書類の記載 第四十八条の規定による書類の記載 第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成及び記載 第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成及び記載 第十一条第一項において準用する医師法第二十四条第一項及び歯科医師法第二十三条第一項の規定による診療録の記載
労働者派遣事業の適正な運営 の確保及び派遣労働者の就業 条件の整備等に関する法律	第十七条(第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む)の規定による帳簿の記載 第四十六条第一項の規定による救急救命処置記録の記載 第三十条の規定による帳簿の記載 第七条の規定による決議
社会福祉士及び介護福祉士法	第六條第五項の規定による書面の作成 第十條第一項の規定による記録の作成 第十四條第一項の規定による帳簿の記載 附則第八條の規定による記録の作成
救急救命士法	
食鳥処理の事業の規制及び食 鳥検査に関する法律	
労働時間の短縮の促進に関す る臨時措置法(平成四年法律 第九十号)	
臓器の移植に関する法律	

確定給付企業年金法	第百零一条第一項の規定による確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の作成
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）	第四十九条の規定による運営管理業務に関する帳簿書類の作成 第一百一条の規定による業務に関する帳簿書類の作成
健康増進法	第二十六条の十四の規定による帳簿の記載
健康保険法施行令	第十三条第一項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による会議録の作成
食品衛生法施行令	第二十四条第一項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による報告書の作成
厚生年金基金令	第三十一条の規定による帳簿の記載 第十三条第一項の規定による会議録の作成
勤労者財産形成促進法施行令	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載 第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成
国民年金基金令	第二十八条の十第一項の規定による会議録の作成 第二十八条の十一の規定による加入員に関する原簿の記載 第四条第一項の規定による会議録の作成 第十六条第一項の規定による会議録の作成 第十七条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載 第二十八条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第十八条の規定による帳簿の記載
確定給付企業年金法施行令	第十八条第一項の規定による会議録の作成
健康保険法施行規則	第二十条第一項の規定による加入者に関する原簿の記載
健康保険法施行規則	第一百四十八条の規定による計算書の記載 第七百七十六条の規定による計算書の記載
船員保険法施行規則	第四十八条ノ二第六項の規定による記載 第九十六条の十の規定による計算書の作成
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）	第二十五条の二第二項の規定による協定 第二十五条の二第三項の規定による協定

医療法施行規則	第三十条の二十三第一項の規定による記載 第三十条の二十三第二項の規定による記載
厚生年金保険法施行規則	第二十六条の規定による保険料の控除に関する計算書の記載 第十二条第十四号の規定による作業日誌の作成 第十二条第十五号の規定による台帳の作成
薬事法施行規則	第十三条第二項（第四百十一条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の作成 第十四条第一項（第一百二十二条第一項、第四百四十一条、第四百四十八条及び第四百五十一条において準用する場合を含む。）の規定による書面の記載 第七十六条第一項の規定による登録台帳の記載
厚生年金基金規則	第九十八条の二第三項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結 第九十八条の二第六項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結 第九十八条の二第五項第一号の規定による記録の作成 第九十四条の規定による記録、書類等の記載 第七十七条の規定による帳簿の記載
保険医療機関及び保険医療養担当規則	第六十四條第二項（第七十八條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載 第七十三條第一項及び第二項の規定による書面の記載 第九十一条第三項第二号（第九十二条において準用する場合を含む。）の規定による苦情処理記録の作成 第九十一条第四項第三号（第九十二条において準用する場合を含む。）の規定による回収処理記録の作成 第九十条の規定による記録の記載
保険医療機関及び保険医療養担当規則	第二十二條の規定による診療録の記載
厚生年金基金規則	第五条の規定による調剤録の記載 第三十二条の九の規定による帳簿の記載 第三十二条の十五の規定による帳簿の作成
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第三項、第五條の十四（第二十六條の二第三項、第二十六條の四第三項、第二十八條の二第三項、第三十條の二第三項、第三十條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の作成



高気圧作業安全衛生規則	第二十条の二の規定による書類の作成 第二十二條第二項の規定による記録 第三十四條第三項の規定による記録 第三十九條の規定による高気圧業務健康診断個人票の作成 第四十四條第二項の規定による記録 第四十五條第二項の規定による記録 第九條第二項の規定による記録 第十八條の七の規定による記録 第四十五條第一項の規定による記録 第五十四條第一項の規定による記録 第五十五條の規定による記録 第五十七條の規定による電離放射線健康診断個人票の作成 第三條第二項の規定による記録 第七條第二項の規定による記録 第九條の規定による記録
酸素欠乏症等防止規則	第一條の九の規定による帳簿の記載 第十條の規定による帳簿の記載 第十八條の規定による帳簿の記載 第十九條の十一の規定による帳簿の記載 第十九條の二十の規定による帳簿の記載 第十九條の三十五の規定による帳簿の記載 第二十四條第一項の規定による帳簿の記載 第二十四條第三項の規定による帳簿の記載 第四十九條の規定による帳簿の作成 第二十二條の規定による帳簿の記載 第五十條の規定による帳簿の作成 第六十二條第一項の規定による書類の作成 第十八條の規定による記録 第二十條の規定による記録
事務所衛生基準規則	
登録製造時等検査機関等に関する規則	
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則	
作業環境測定法施行規則	
粉じん障害防止規則	

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則	第二十六條第三項の規定による記録 第二十六條の二第二項の規定による記録 第三十三條の三の規定による書面の記載
国民年金基金規則	第三十四條の規定による帳簿の記載 第四條第三項の規定による通知及び確認文書の作成 第六條第八号の規定による文書の作成 第八條第一項第三号の規定による文書の作成 第八條第一項第五号の規定による報告書の作成 第八條第一項第八号の規定による生データの確認文書の作成 第八條第一項第九号の規定による文書の作成
医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第十條第三項の規定による保守点検記録文書の作成 第十一條第一項の規定による標準操作手順書の作成 第十一條第三項の規定による標準操作手順書への日付等の記載 第十五條第一項の規定による試験計画書の作成 第十五條第二項の規定による文書による記録の作成 第十六條第三項の規定による生データ訂正時の日付等の記載 第十七條第一項の規定による試験目的等を記載した最終報告書の作成 第十七條第二項の規定による最終報告書訂正時の日付等の記載 第四條第三項(第五十六條及び第五十七條において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第七條第一項(第五十六條及び第五十七條において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書の作成 第七條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書への記載 第七條第三項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書の改訂 第七條第五項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による治験薬概要書の作成 第八條第二項の規定による治験薬概要書の改訂
医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	

第十五条の四第一項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書の作成	第十五条の四第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書の記載	第十五条の四第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書への記載	第十五条の四第四項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書の改訂	第十五条の五第一項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による治験薬概要書の作成	第十五条の五第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による治験薬概要書の改訂	第十五条の六(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による説明文書の作成	第十五条の八第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による契約	第十六条第六項(第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第十六条第七項(第五十六条、第五十八条第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による説明文書の作成	第十八条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による委嘱に関する文書の作成	第十九条第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第二十条第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂	第二十一条第一項(第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第二十三条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による計画書及び手順書の作成	第二十三条第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による監査証明書の作成	第二十五条(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による総括報告書の作成	第二十六条の四第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による委嘱に関する文書の作成	第二十六条の五第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第二十六条の六第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂	第二十六条の七第一項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成
--	--	---	--	---	---	--	---	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--	---	---	---

<p>臓器の移植に関する法律施行規則</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</p>	<p>第二十六条の九第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による計画書及び手順書の作成</p> <p>第二十六条の九第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による監査証明書の作成</p> <p>第二十六条の十一(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による総括報告書の作成</p> <p>第二十八条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による手順書及び委員名簿の作成</p> <p>第三十六条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成</p> <p>第三十九条の二(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による契約の締結</p> <p>第四十七条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による症例報告書の作成</p> <p>第四十七条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による症例報告書の変更に係る記載</p> <p>第四十七條第三項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による症例報告書の点検に係る記載</p> <p>第五十二条第一項(第五十三条第三項、第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による同意文書の記載</p> <p>第五十四条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による記録</p> <p>第五十四条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による説明文書の改訂</p> <p>第十五条第二項の規定による記録の作成(附則第四条において準用する場合を含む。)</p> <p>第十六条第一項の規定による記録の作成(附則第四条において準用する場合を含む。)</p> <p>第二十四条第一項の規定による訪問介護計画の作成</p> <p>第七十条第一項の規定による訪問看護計画書の作成</p> <p>第七十条第五項の規定による訪問看護報告書の作成</p> <p>第八十一条第一項の規定による訪問リハビリテーション計画の作成</p> <p>第九十九条第一項の規定による通所介護計画の作成</p> <p>第一百零五条第一項の規定による通所リハビリテーション計画の作成</p> <p>第一百二十九条第一項の規定による短期入所生活介護計画の作成</p> <p>第一百四十七条第一項の規定による短期入所療養介護計画の作成</p> <p>第一百六十四条第一項の規定による痴呆対応型共同生活介護計画の作成</p> <p>第一百八十四条第一項の規定による特定施設サービス計画の作成</p>
--	--

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第十三条の規定による居宅サービス計画の作成
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第十二条第一項の規定による施設サービス計画の作成
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第十四条第一項の規定による施設サービス計画の作成
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第十五条第一項の規定による施設サービス計画の作成
指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	第十七条第二項の規定による訪問看護計画書の作成 第十七条第三項の規定による訪問看護報告書の作成
確定給付企業年金法施行規則	第九十九条の規定による帳簿の記載
採血の業務の管理及び構造設備に関する基準	第三条の規定による採血基準書の作成 第六条の規定による手順に関する文書の作成
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第九條第一項第二号の規定による苦情処理記録の作成 第五條第一項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五條第二項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五條第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五條第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成及び日付の記載 第五條第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成又は改訂の際の日付の記録 第六條第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第七條第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第八條第二項第二号の規定による記録の作成 第九條第一項第四号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第九條第二項第三号の規定による記録の作成 第九條第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後安全管理業務手順書等への必要事項を定めること

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令	第十条第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の作成 第十条第二項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の作成又は改訂の際の日付の記載 第十条第四項第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の改訂 第十条第五項の規定による記録の作成 第十一条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第十二条第四項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第四条第四項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五条(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による品質標準書の作成 第六条第一項(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の作成 第十六条第一号(第十九条、第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成及び改訂 第十八条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の作成 第六条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書又は文書の作成 第八条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第九条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第十五条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化 第二十三条第二号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第二十四条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成 第二十五条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成 第二十五条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書及び手順書又は作業指図書書の作成
-----------------------------------	--



第二十五条第五項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による実施要領書又は文書の作成	第二十六条第五項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成	第二十八条第二項第一号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第二十八条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定により要求事項の書面の作成	第二十九条第四号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による通知書の発行	第三十条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第三十条第五項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化及び更新	第三十七条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第三十八条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成	第三十八条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成	第四十一条(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成	第四十二条第一項の規定による要求事項書又は文書の作成	第四十二条第一項の規定による要求事項書の作成	第四十三条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書及び作業指図書書の作成	第四十五条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第四十六条第一項の規定による手順書の作成	第四十七条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第四十七条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第四十八条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第五十二条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書又は作業指図書の作成	第五十二条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書又は作業指図書の作成
--	--	--	--	--	---	--	--	---	---	---	----------------------------	------------------------	--	--	----------------------	--	--	--	---	---

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令

第五十三条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第五十五条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第五十六条第六項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項の作成	第六十条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十条第九項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による作業指図書の作成	第六十条第十項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十一条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十二条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十二条第六項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十三条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による是正措置手順書の作成	第六十四条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による予防措置手順書の作成	第六十六条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の作成	第六十六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十七条第一号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による作業指図書書の作成	第七十四条の規定による製品標準書の作成	第三条第一項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成	第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成又は改訂の際の日付の記載	第四条第三項第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の作成	第四条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による必要事項を文書で定めること	第四条第三項第三号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の改訂
--	--	---	---	---	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------------	--	--	---	--	--

医療法	第五十二条第二項の規定による書類の閲覧	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成	第三十七条第二項の規定による記録	第三十六条第二項の規定による記録	第三十五条の規定による記録	第二十五条の規定による記録	第二十三条の規定による記録	第三十三条の規定による記録	第三十二条の規定による記録	第三十一条の規定による記録	第三十条の規定による記録	第二十九条の規定による記録	第二十八項の規定による記録	第二十七項の規定による記録	第二十六項の規定による記録	第二十五項の規定による記録	第二十四項の規定による記録	第二十三項の規定による記録	第二十二項の規定による記録	第二十一項の規定による記録	第二十項の規定による記録	第十九項の規定による記録	第十八項の規定による記録	第十七項の規定による記録	第十六項の規定による記録	第十五項の規定による記録	第十四項の規定による記録	第十三項の規定による記録	第十二項の規定による記録	第十一項の規定による記録	第十項の規定による記録	第九項の規定による記録	第八項の規定による記録	第七項の規定による記録	第六項の規定による記録	第五項の規定による記録	第四項の規定による記録	第三項の規定による記録	第二項の規定による記録	第一項の規定による記録	石綿障害予防規則	第三十三項の三第二項において読み替えて準用する第三十二条の四第三項の規定による書類の提示	第三十九條第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第十五條第二項の規定による図面、帳簿又は書類等の閲覧	第三十九條第二項の規定による書類の閲覧	第四十條第二項の規定による書類の閲覧	第五十二條第二項の規定による書類の閲覧	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第六條第四項(第三十二條において準用する場合を含む。)に規定する文書の作成	第七條(第三十二條において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の作成	第八條第一項(第三十二條において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理基準書の作成	第八條第二項(第三十二條において準用する場合を含む。)の規定による製造管理基準書の作成	第八條第三項(第三十二條において準用する場合を含む。)の規定による品質管理基準書の作成	第八條第四項(第三十二條において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第十條第一号(第三十二條において準用する場合を含む。)の規定による製造指圖書の作成	第三條の規定による記録	第四條第三項第四号(第十二條において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書等を改訂した場合の日付の記載	第六條第八項(第十二條において準用する場合を含む。)の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること	第七條第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六條の規定による手順書等の作成等
-----	---------------------	-------------------------	------------------	------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------	--	-------------------------------	----------------------------	---------------------	--------------------	---------------------	--------------------------------	---------------------------------------	--	---	---	---	---	---	-------------	--	--	---

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第十九條の六の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第四十四條第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の閲覧	第三十五條第四項(第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による定款その他の書類の閲覧	第三十六條第三項(第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の閲覧	第三十七條(第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による会計帳簿等の閲覧	第二十條の十第二項第一号(第二十四條の三第六項の規定により当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合を含む。)並びに第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第二十三條の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第七條の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第五十條第二項第一号(第五十三條の三、第五十四條、第五十四條の二及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第三十二條第三項において準用する労働安全衛生法第五十條第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第十八條の規定による書類の提示	第十條第三項の規定による当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものの閲覧	附則第八條の規定による記録の閲覧	第百條第三項の規定による確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の閲覧	第十八條第二項の規定による企業型年金加入者等に関する原簿の閲覧	第六十七條第三項の規定による個人型年金加入者等に関する帳簿の閲覧	第九十六條の規定による業務の状況を記載した書類の閲覧	水道法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	社会福祉法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
---------------------	----------------------------------	---	--	--	--	--	----------------------------------	-------------------------------	---	---	-----------------	--	------------------	---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------	-----	-----------------------	---------	---------	--	-------------	-----------	---------	-------	---------------------------

別表第三(第八条及び第九条関係)

健康増進法	第二十六条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
健康保険法施行令	第十三条第四項(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による会議録の閲覧
食品衛生法施行令	第二十四条第三項(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による報告書の閲覧
厚生年金基金令	第二十七条第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
国民年金基金令	第十三条第四項の規定による会議録の閲覧
	第十四条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧
	第三十九条第三項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧
	第四条第四項の規定による会議録の閲覧
	第十六条第四項の規定による会議録の閲覧
	第十七条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧
	第二十八条第三項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第十四条第二項第一号の規定による請求に対する財務諸表等の閲覧又は謄写
確定給付企業年金法施行令	第十八条第四項の規定による会議録の閲覧
	第二十条第二項の規定による加入者に関する原簿の閲覧
消費生活協同組合財務処理規則	第二十八条第一項の規定による事業報告書、財務諸表及び剰余金処分案又は欠損金処理案の閲覧
水道法施行規則	第十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第三条の十一第二項の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
	第二十五条の十第二項第一号(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の閲覧等
確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)	第二十条第三項の規定による金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
別表第四(第十条及び第十一条関係)	
健康保険法	第六十七條第三項の規定による保険料の控除額の通知
船員保険法	第六十二条第三項の規定による通知
食品衛生法	第三十九条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

消費生活協同組合法	第四十条第一項又は第三項の規定による書類の提出
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第十九条の六の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
社会福祉法	第四十四条第三項の規定による書類の提出
厚生年金保険法	第八十四条第三項の規定による保険料の控除額の通知
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第三十六条第一項及び第二項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
水道法	第二十条の十第二項第二号(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合を含む)並びに第三十一条及び第三十四条において準用する場合を含む)並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
薬事法	第二十三条の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
労働災害防止団体法	第二十六条第一項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の提出
職業能力開発促進法	第六十八条第一項(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第七条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)	第三条第一項の規定による家内労働手帳の交付
労働安全衛生法	第五十条第二項第二号(第五十三条の三、第五十四条、第五十条の二及び第七十七条第三項において準用する場合を含む)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
臓器の移植に関する法律	第六条第六項の規定による書面の交付
健康増進法	第二十六条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
作業環境測定法	第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
食品衛生法施行令	第二十七条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
厚生年金基金令	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
国民年金基金令	第二十八条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第十四条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

水道法施行規則  
薬事法施行規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令

第十四条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	第十四条の十第二項第二号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示	第九十八条の二第四項第三号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告	第九十八条の二第四項第五号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告	第九十八条の二第五項第一号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告	第九十八条の二第七項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示	第三条の十一第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	第二十五条の十第二項(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	第八条第一項第五号の規定による報告書の提出	第八条第一項第八号の規定による生データの確認文書の提出	第十条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書の提出	第十五条の七(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による文書の提出	第十六条第六項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の交付	第十六条第七項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書の交付	第二十二条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定によるモニタリング報告書の提出	第二十三条第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による監査証明書の提出	第二十四条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第二十六条の八第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定によるモニタリング報告書の提出	第二十六条の十第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第二十六条の十第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知
-----------------------------------	--	--	--	--	--	-----------------------------------	--	-----------------------	-----------------------------	--	--	--	---	---	---	--	---	--	--

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)

第三十二条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出	第三十二条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出	第三十二条第三項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出	第三十二条第四項(第五十六条、第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第三十二条第五項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第四十条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第四十条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第四十条第三項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第四十条第四項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知	第四十六条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による提出	第四十六条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	第四十九条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	第四十九条第三項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	第五十条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明及び同意	第五十一条第一項(第五十四条第三項、第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による説明文書の交付	第五十五条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明及び同意	第五十五条第二項の規定による文書による説明及び同意	第六十四条第三号の規定による書類の提出
--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	---	---------------------------	---------------------

指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する 基準	第二十四条第四項の規定による訪問介護計画の交付 第六十九條第三項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報 告書の提出 第七十条第四項の規定による訪問看護計画書の交付 第八十一条第四項の規定による訪問リハビリテーション計画の 交付 第九十九条第四項の規定による通所介護計画の交付 第一百五條第四項の規定による通所リハビリテーション計画の 交付 第二百二十九條第四項の規定による短期入所生活介護計画の交付 第四百七十七條第四項の規定による短期入所療養介護計画の交付 第六百四十四條第五項の規定による痴呆対応型共同生活介護計画 の交付 第六百八十四條第五項の規定による特定施設サービス計画の交付 第十三條第十一号及び第十五條の規定による居宅サービス計画 の交付
指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基 準	第十二條第八項の規定による施設サービス計画の交付 第十四條第八項の規定による施設サービス計画の交付 第十五條第八項の規定による施設サービス計画の交付
介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関す る基準	第六條第三号(第十四條及び第十五條において準用する場合を 含む)の規定により、文書で意見を述べること 第七條第二項の規定による報告 第八條第一項第四号(第十四條及び第十五條において準用する 場合を含む)の規定による報告 第八條第二項第一号の規定による文書による報告 第八條第二項第二号の規定による文書による報告 第九條第一項第二号(第十四條及び第十五條において準用する 場合を含む)の規定による指示 第九條第一項第三号(第十四條及び第十五條において準用する 場合を含む)の規定による指示 第九條第二項第二号の規定による文書による指示
医薬品、医薬部外品、化粧品、 及び医療機器の製造販売後安 全管理の基準に関する省令	第九條第二項第三号の規定による文書による指示 第九條第二項第四号(第十四條及び第十五條において準用する 場合を含む)の規定による報告 第十條第五項の規定による文書による報告 第十條第五項の規定による報告 第十一條第三項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十一條第四項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十二條第四項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十二條第五項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十三條第三号(第十九條、第二十條、第二十五條において準用 する場合を含む)の規定による文書による報告 第十三條第四号(第十九條、第二十條、第二十五條において準用 する場合を含む)の規定による文書による報告 第十四條第四号(第十九條、第二十條、第二十五條において準用 する場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第一項第二号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第二項第一号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第二項第二号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第三項第二号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第四項(第二十條、第二十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による指示 第十六條第一項第四号(第二十條、第二十五條において準用す る場合を含む)の規定による文書による報告 第十六條第一項第五号(第二十條、第二十五條において準用す る場合を含む)の規定による文書による指示及び報告

医薬品、医薬部外品、化粧品 及び医療機器の品質管理の基 準に関する省令	第九條第二項第三号の規定による文書による指示 第九條第二項第四号(第十四條及び第十五條において準用する 場合を含む)の規定による報告 第十條第五項の規定による文書による報告 第十條第五項の規定による報告 第十一條第三項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十一條第四項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十二條第四項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十二條第五項(第十四條及び第十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による報告 第十三條第三号(第十九條、第二十條、第二十五條において準用 する場合を含む)の規定による文書による報告 第十三條第四号(第十九條、第二十條、第二十五條において準用 する場合を含む)の規定による文書による報告 第十四條第四号(第十九條、第二十條、第二十五條において準用 する場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第一項第二号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第二項第一号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第二項第二号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第三項第二号(第二十條、第二十五條において準用する 場合を含む)の規定による文書による報告 第十五條第四項(第二十條、第二十五條において準用する場 合を含む)の規定による文書による指示 第十六條第一項第四号(第二十條、第二十五條において準用す る場合を含む)の規定による文書による報告 第十六條第一項第五号(第二十條、第二十五條において準用す る場合を含む)の規定による文書による指示及び報告
---	--

医薬品及び体外診断用医薬品の製造販売後調査及び試験の実施の基準に関する省令	第二十一条第一項第六号(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による提供
	第二十一条第二項第五号(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第二十二条第二号(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第二十三条第一項第二号(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第二十三条第二項(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第二十四条第二項第二号(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第二十六条第一号(第十九条、第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の配布
	第二十八条第二項第四号の規定による文書による提供
	第二十一条の規定による文書による指示
	第二十三条の規定による文書による指示
第二十八条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定により要求事項を書面で示すこと	
第二十九条第四号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による通知書の発行	
第四十二条第一項の規定により他の方法によることが適切であることを文書により示すこと	
第四十二条第二項の規定による要求事項書の提供	
第六十七条第八号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	
第七十条第一項第二号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	
第七十一条第二号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	
第四十三条第五号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の陳述	
第五条第一項第三号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告	
第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による文書等の提出等	
第十条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示	

別表第五(第十三条関係) 消費生活協同組合法 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 労働災害防止団体系 職業能力開発促進法	第十條第九号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十一條第一項第五号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十三條第一項第二号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十五條第一項第二号ロ(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十五條第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十六條第一項第二号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十六條第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十七條第二号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十八條第一項第二号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
	第十九條第二号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告
第二十條第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の配布	
第四十條第四項の監事の意見書に係る電磁的記録	
第三十六條第四項(第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の監事の意見書に係る電磁的記録	
第二十六條第三項(第四十七條第三項において準用する場合を含む。)の監事の意見書に係る電磁的記録	
第六十八條第三項(第九十條第一項において準用する場合を含む。)の監事の意見書に係る電磁的記録	